

日本有機農業研究会の「食料・農業・農村基本法」改正へ向けての意見

日本有機農業研究会 理事長
魚住 道郎

I 改正へ向けての考え

国連生物多様性条約、気候変動枠組条約やSDGsへの対応、加えてロシアのウクライナ侵略戦争により生じた食料、飼料、肥料、資材、エネルギーの高騰に対し、にわかに食料安全保障が論じられることになったが、これを機に真摯に食料、農業、農村の在り方を論じ、有機農業を基調とする食料・農業・農村基本法とすべきである。

戦後の旧農業基本法から今日の食料・農業・農村基本法、みどりの食料システム戦略をみても、根本的な有機農業への大転換なしには生物多様性の保全・復活、気候変動への対応はできない。大規模・施設化、バイオテクノロジー、AIなどの工業的手法では乗り切れないであろう。

いのちの基盤であり、いのちの循環である森里川海に根差した農林水産業と相互に有機的に連携する地域、流域で、生産者と地域住民がともに支え合う社会を母体とする総合的な視野に立った基本法をつくる時だ。

周囲を海に囲まれ、国土の約70%を森林と数多くの河川に恵まれたわが国は有機農業を実践しやすい環境がととのっている。ある意味、戦前の日本はそのモデルであったといえる。

森林や湿地から流れ出した腐植は流域の生物、微生物の糧となり、湖沼や川のプランクトンや水生植物、動物を育て、田畑を潤し、海辺の海藻や小魚や貝のいのちを育み、ゆたかな漁場を生み出している。

有機農業は、この流域で育まれた動植物の作物残渣、家畜糞尿、山野草を堆肥化したり、飼料に活用して、食料の流域自給、地域自給をめざしている。有機農業は本質的にカーボンニュートラルであり、炭素貯留の自然循環永続農法である。腐植に含まれた土壌粒子は団粒構造を形成し、土壌侵食を軽減し、ゆたかな微生物叢を作り出し、作物及び家畜の健康に寄与している。

だが、近代化の過程でさまざまな事件や事故を起こし、この森里川海のいのちの循環の輪のなかに鉍毒や化学肥料・農薬、化学物質を垂れ流してしまった。これへの真摯な反省なしには、生物多様性、生態系の復活や気候変動対策は望めない。例えば、ネオニコチノイド系農薬の汚染は川や海の生物に及び、妊婦・子どもへの健康にも警鐘が鳴らされている。「予防原則」によりただちに使用禁止にすべきである。

福島第一原発事故から12年。いっこうに進まぬ事故処理、トリチウム汚染水の海洋放

出。水産資源は我が国の貴重なたんばく源である。そこにわざわざ放射能を垂れ流すことは決して許されることではない。

老朽原発の再稼働、新規原発の計画が、このウクライナ情勢に便乗して政府より打ち出された。ウクライナでは原発がロシアの攻撃対象になったことを忘れてはならない。

日本は、この先も広域にわたる巨大地震が予測されている火山国である。食料をはじめ再生エネルギー等の地域自給はそれぞれの場で達成されることが、不測の事態に対しても極めて有効である。

戦後の農地改革では、農地が小作人に解放され、自作農が創出された。谷津田や棚田の隅々まで耕してきたのは、自作地を持った農民であり、その周辺に位置する山林と水路や道を保全してきたのは、その集落の農民であった。

この小規模の農民が普通に暮らせるような社会にしなければ、山間部から耕作放棄地は増え、獣害も増え、山林と農業が一体となった景観も壊れてしまう。食料生産の4割を担う中山間部における農業に対し、直接所得補償を含む抜本的な支援強化が必要であり、農地を農地として残さねばならない。自然生態系と共にある農山村と農業を社会的共通資本、すなわち国民の生命（いのち）・生活（くらし）の土台として位置づけるべきである。

現在は多くを輸入穀物に依存している畜産、リン鉱石をはじめほとんどを輸入に頼る化学肥料、海外で9割以上生産されている種子など、国内生産への転換をめざすと同時に、工業的農畜産から脱却し、有機農業・有機畜産への転換をめざし着実に歩むことが可能になるような食料・農業・農村基本法への改定を望んでいる。

II 食料・農業・農村基本法の「基本理念」に即して

1. 「基本理念」の筆頭に、有機農業が主流になる「環境政策」を位置づける。そのためにも「有機農業」を法律条文に明記する。

国際的な議論の潮流を踏まえ20年後にも通用する見通しをもつ「基本理念」とするには、筆頭に、森・川・里・海をつなぐ生態系を守り活かす有機農業が主流になる多面的な機能の発揮（現行第3条）及び自然循環機能の維持増進による環境負荷の低減（現行第32条）を最優先すべき環境政策として位置づけるべきである。

※食料・農業・農村基本法に基づき、より具体的な食料・農業・農村基本計画が5年毎を目処に策定されている。直近の第4次基本計画（2020年3月）では、「産業政策」と「地域政策」

（農村振興）を車の両輪ですすめることを再確認し、それに加えて、「環境政策」も大きく扱われた。基本法の後、2006年には有機農業推進法ができており、直近の有機農業推進基本方針

（2020年4月）には「有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献する」ことが書き加えられている。「みどりの食料システム戦

略」(2020年)においても、化学合成農薬・化学肥料の削減、有機農業の普及拡大が目標の筆頭に掲げられたことはいままでのない。こうした点を踏まえ、有機農業を農業の主流の位置に押し上げるための「環境政策」こそを「基本理念」の筆頭に据えること。

2. 有機農業技術の発展の成果を踏まえ、それらを普及・共有する。

基本法見直しの検証部会の論議では、この20年間の情勢変化として、バイオテクノロジーやAIなどの技術が進んだとして、その「活用を図る」としているが、この50年間にわたる有機農業の技術面でのいわば技術革新的な発展はめざましいものがある。しかも、有機農業は、自然の摂理の範囲内で各地の地域固有の生態系を守り活かす、伝統的な農法の延長上にあり、かつ現代の科学によりその発展方向が裏付けられつつある。有機農業全体として総合的にみると、真に生産性、効率がよく、何よりも回復力(レジリエンス)に富む。実践と実績に裏付けられた有機農業技術を広げ普及することこそが、現下の食料自給や資材自給、生物多様性の回復創造にとって優先されるはずである。

※有機農業は地域の気候風土や気象、地質条件などに合わせた技術が必要である。1971年に発足した日本有機農業研究会は、全国及び各地での相互研鑽を行う“有機農業研究会”を提唱・主導し、多くの有機農業技術が発展した。立派な作物が十分な収量を上げている。見直し論議では「生産性の向上」がうたわれているが、土地生産性・労働生産性の観点からみる「生産性」はもちろん、有機農業において遜色なく、それだけでなく、生物多様性や農業のもつ教育力、国土保全などのいわゆる多面的機能の観点からの貢献度も高い。すでに有機農業推進政策としては、その「横展開」がいわれているいるが、これを基本法に取り込み、全面的に展開すべきである。

3. 化学合成農薬の削減は、有機農業への転換が基本。

化学合成農薬の削減については、環境影響や安全性、作物への影響が不明な「RNA農薬、生物農薬、光・紫外線や超音波等を活用した物理的防除等」によって代替するのではなく、小さな区画からでも有機農業への切り替えを図るべきである。

※段階的に有機農業に切り替えていく方法もあるが、農薬使用による天敵生物の減少や耐性を獲得した害虫の大量発生(リサージェンス)もみられる。一定の区画で使用を一切やめて、速やかに有機農業への転換への道を踏み出しすことが早道である。

4. 化学肥料の削減は、里山・里海や周辺環境を生かした地域循環型の有機の土づくりから始めるべき。

化学肥料の削減についても同様に、有機農業への転換により、総量を削減させていくことを基本とすべきである。有機農業技術としても、緑肥やリビングマルチ、輪作等の多様な技術の蓄積がある。それを地域や圃場環境に合わせて活用できる。そして、「土づくり」で重要なのは、堆肥等の肥料分を土づくりに使う際に、「良質の堆肥等」であることである。化学肥料に代替する有機資材を購入するのではなく、できるだけ地域・農場内にあ

る有機物を活用することが自然循環を大きく増進させる有機農業につながる。

※なお、有機資材の材料、品質は吟味されるべきである。「耕畜連携」では大規模畜産施設からの糞尿・鶏糞は、遺伝子操作作物の飼料や使用薬剤、下水汚泥の利用では、リン以外の重金属や化学物質が混じらない方法を探り、慎重であるべきである。

5. 有機農業の原則を基本にした「安全で良質な食料」への一人一人の食料へのアクセスを保障する。

「食料の安定供給」（現行第2条）を「食料安全保障」に変更する際に、その定義「活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料」がすでに提示されているが、その食料は量的に十分なものであるだけでなく、「安全で良質な食料」であるべきことを明記することが必要である。

「安全で良質な食料」とは、すなわち有機農業の基本原則にのっとって生産された農産物を国民すべてのものとすることである。有機農業の普及度の低い現在、当面は慣行農業を含まざるをえないが、全面的にこれをめざすものとするべきである。

※自然の摂理を逸脱して作出された遺伝子操作（ゲノム編集含む）の作物は使わないことが原則である。最低限、国内栽培を避けるべきである。

また、“フードテック”の名で細胞培養の人造肉、人造ミルク等が開発されているが、安全性が確認されていないだけでなく、ニセ食品であるのでこれは「安全で良質な食料」と認められない。同様に、伝統的な食文化から逸脱した工業的な「昆虫食」（コオロギパウダー等）についても、国が推進すべきではない。

6. アニマル・ウェルフェア（動物福祉）を進め、工場的畜産からの脱却を。

鳥インフルエンザが猛威をふるい、豚熱が広がっている。人獣共通感染症の温床である。採卵鶏のケージ飼い、ウインドレス養豚、牛のつなぎ飼い等を禁止し、山地や遊休地の活用による放牧の拡大を図るなど、アニマル・ウェルフェアの視点から見直し、輸入飼料にできるだけ依存しないで、国産飼料拡大や安全性等に十分に配慮した循環型による有機的な畜産の方向に転換することを支援する。

7. 「種子」の国内栽培を増やすと共に、地域の種子を守り継承する体制をつくる。

種子（たね）についても90%以上の種子は海外で栽培されていることが指摘されている。食料安全保障の観点から看過できない問題である。また、地域の食文化と一体になった在来種や地方種なども年々失われていっている。地域でそうした種子（品種）を守り継承する活動を奨励し支援する体制を整備すべきである。

今後、有機農業生産の増加を図るには、有機種子の生産も必要になってくる。例えば中山間地域における直接支払いに種子生産加算を行うことや、地域の種子生産グループへの支援を行うなど、種子の国内生産増強に向けた政策が必要である。

8. ゲノム編集、遺伝子組換えなど遺伝子操作応用生物や放射線育種（突然変異育種）をやめる。

自然界ではふつうは起こらない遺伝子操作による人為的な生物は、自然の生態系を活用して行われる本来の農林漁業からは逸脱している。消費者の多くはこうした食経験がないものを食べることに不安を抱いている。こうしたものをつくる農業に対しても、消費者の理解は得られないであろう。消費者の信頼と支持を得るためにも、遺伝子操作や放射線育種による新生物の作出はやめるべきである。

9. 国内市場の縮小を理由に「輸出の拡大」が推進されているが、他方で、各地で身近なところでの地域自給、地産地消の取組みを積極的に推進する施策を強め、バランスをとるべきである。

10. 「担い手」の主体は、少数の大規模経営ではなく、農家の8割を占める家族経営の中小規模農家に置き、中山間地域にも広げる。

これからの望ましい農業構造や農地集積の在り方は、何よりも農村地域に人々が環流するのを促す農村振興策と共に描かれるべきである。平地でも中山間地でも過度の大規模区画化や平坦化を避け、生物多様性等を復活再生させ創造できる意味での持続可能な農業の条件整備を行うことを明記すべきである。

※旧農業基本法（1961年）以来、「農業の近代化」の名の下に、それまでの長い間に培われた日本の気候風土になじんだ伝統的農法である有畜複合経営が否定され、単作規模拡大、化学肥料・農薬の大量使用と機械化が推進された。土壌の劣化、環境破壊、健康被害、農作物の農薬汚染問題が起きたが、それへの十分な反省がないまま現行基本法においても農業構造改革等が進められている。今回の基本法見直しでは、これを改めるべきである。

ところが今回の案では、後継者不足、担い手不足に対し、“スマート農業”や遺伝子操作を含む「スーパー品種」利用による対応が強調されている。「農業を成長産業にする」ことで進められる農地の集約化、基盤整備事業などはむしろ規制強化されるべきである。

11. 有機農業を広げ持続性を高めるため、公共調達による学校給食の有機化を進める。

公共調達により安定した販路と継続性を確保することが有機農業の拡大につながる。地域・流域内の学校給食・保育園給食・高齢者施設食堂、フードバンク、子ども食堂等を対象とした取組みへの支援を積極的に行うこと。また、一般消費者に対しては、有機農業で生産された農産物の普及拡大にはエコポイントを付けることなども工夫していくべきであろう。

12. 実践規模の有機農業農場による試験研究や消費者の理解増進のための「有機農業公園」の創設を。

有機農業技術のさらなる発展のために、公設試験場、研究機関は、地域の経験ある有機

農家と共に基礎研究から応用・実践的な研究を進める体制整備をすべきである。実用的な広さを持つ（たとえば、2～6ヘクタール。地域条件により異なる）有機農場での試験研究や、「有機農業公園」（東京都足立区都市農業公園の有機農業管理に日本有機農業研究会が関与）のような、公開され体験したり参画できる施設の設置も積極的に取り組むことを提案する。

有機農業について多方面から学ぶ食農教育を保育園・幼稚園、小中学校、高校、大学などの正課に組み入れることや、有機農業で就農するための専門的な教育コースの設置や充実など、他省庁とも連携し、これまでの食育を超えた消費者の有機農業理解の増進の視点を入れた取組を積極的に推し進めることも提案したい。

以上

2023. 3. 29.

(補足版 2023. 5. 5.)

2023年3月29日 農水省との意見交換会 日有研提出意見

NPO 法人 日本有機農業研究会

〒162-0812 東京都新宿区西五軒町4-10-502

電話 03-6265-0148 fax 03-6265-0149

メール info@1971joaa.org ホームページ <https://www.1971joaa.org>